

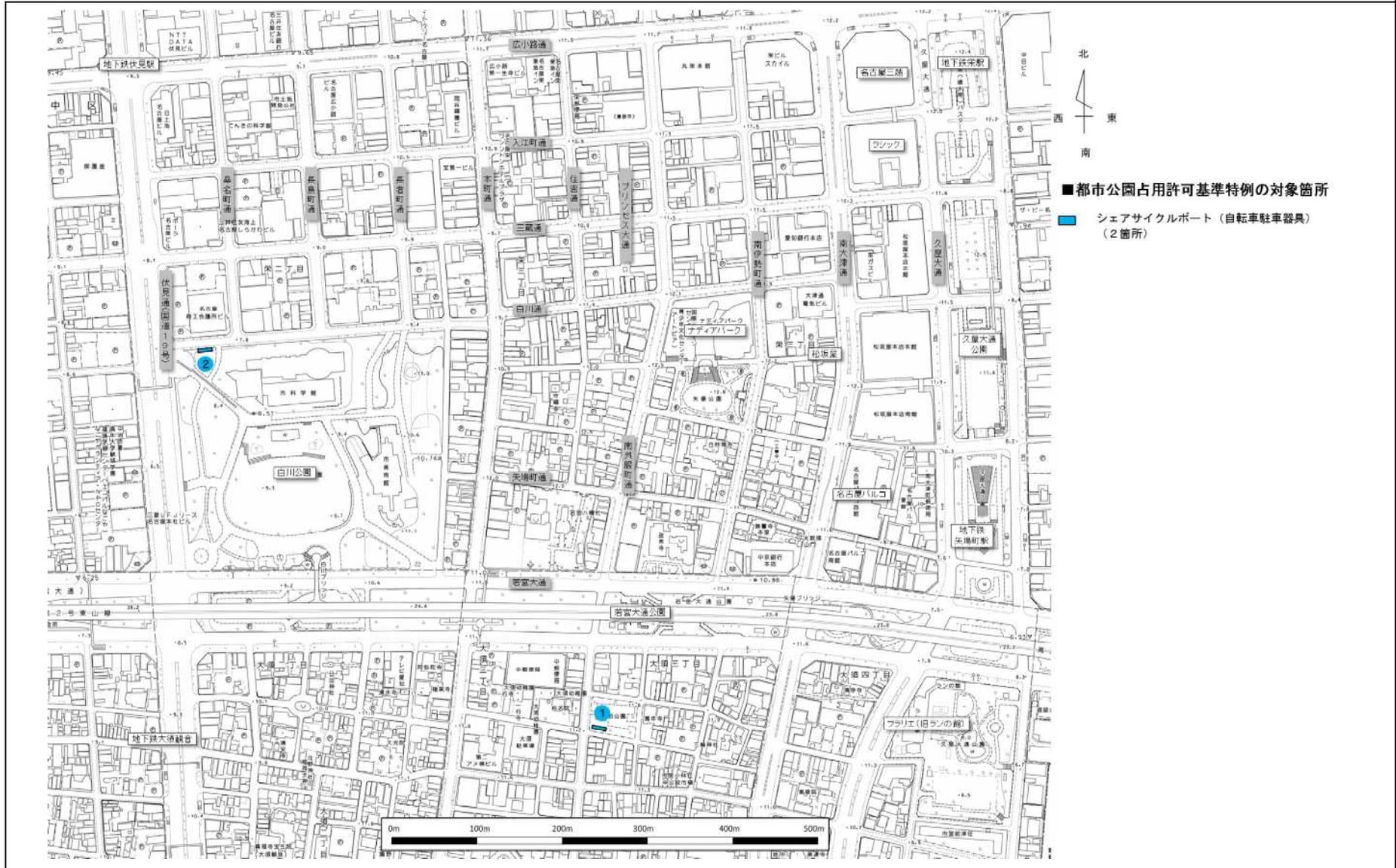
制度別詳細3(都市公園の占用に関する事項) 法第46条第12項

制度の活用計画			
占用対象施設		占用の場所(制度別詳細3-2に示す位置)	都市公園の環境の維持 及び向上を図るための措置
都市公園 占用許可 特例対象 施設	1	シェアサイクルポート(自転車駐車器具) 白川公園(名古屋市中区栄二丁目) 裏門前公園(名古屋市中区大須三丁目)	<ul style="list-style-type: none"> ・シェアサイクル施設及び周辺の清掃、美化活動の実施 ・シェアサイクル施設周辺の異常発見時の報告 ・シェアサイクル施設周辺の屋外広告物の撤去等の呼びかけの実施 ・周辺地域へのシェアサイクル利用の呼びかけの実施
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

制度別詳細3-1(都市公園の占用に関する事項)法第46条第12項
事業番号 1

制度別詳細【都市公園占用許可の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



制度別詳細3-2-①(都市公園の占用に関する事項)法第46条第12項
事業番号 1

制度別詳細【都市公園占用許可の特例:シェアサイクルポート(自転車駐車器具)】

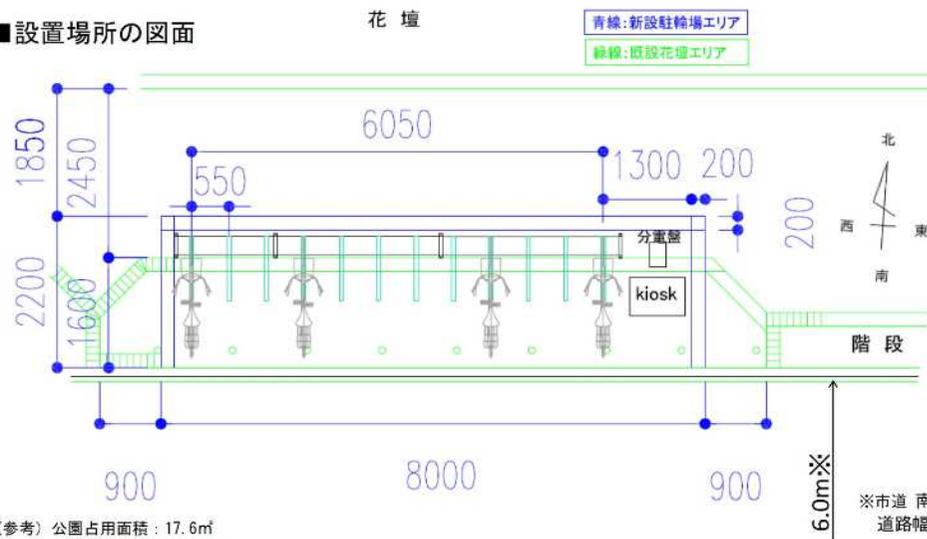
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

4. シェアサイクル (公園① 裏門前公園)

■位置図 公園名:裏門前公園(市道 南大津門前町線支線第1号に面して配置)



■設置場所の図面



■設置状況 (R6.8撮影)



※市道 南大津門前町線支線第1号は歩道のない区間のため、
道路幅員 (6.0m) は道路全体の幅員を記載

制度別詳細3-2-②(都市公園の占用に関する事項)法第46条第12項
事業番号 1

制度別詳細【都市公園占用許可の特例:シェアサイクルポート(自転車駐車器具)】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

4. シェアサイクル (公園② 白川公園)

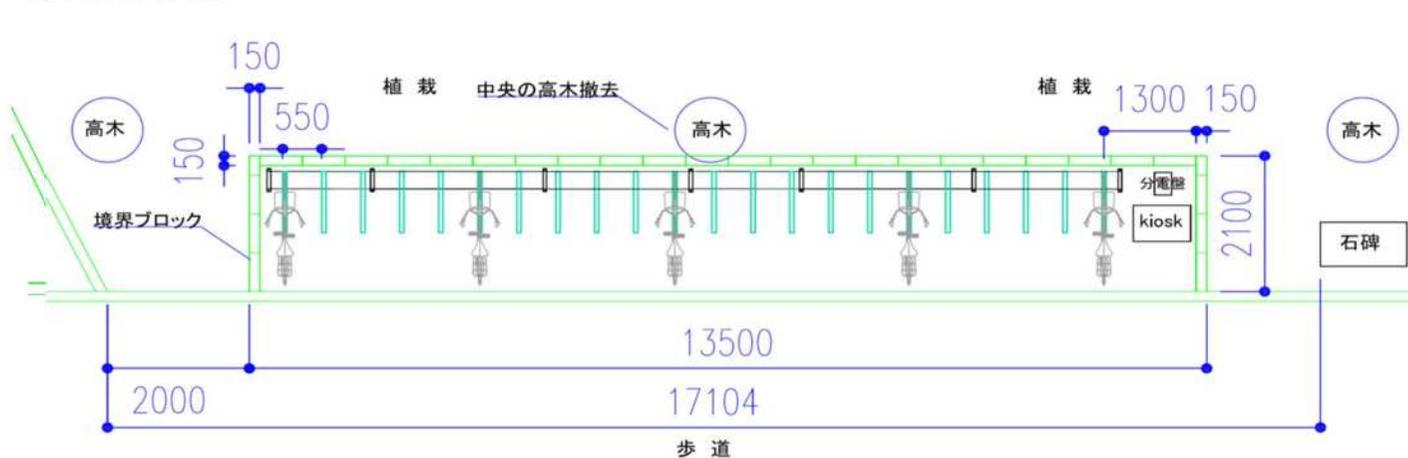
■位置図 公園名:白川公園(市道 白川通に面して配置)



■設置状況(R6.8撮影)



■設置場所の図面



(参考) 公園占用面積: 29.4㎡

3.0m ※市道 白川通の既存歩道 (3.0m) には干渉しない



制度別詳細4(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項

制度別詳細【都市利便増進協定】			
			制度の活用計画
事業内容	事業期間	取り組み主体	活用する制度の詳細
1	●デジタルサイネージ(広告塔)の管理運営	R7~R11 栄ミナミまちづくり株式会社 (都市再生推進法人)	1. 協定締結者 栄ミナミまちづくり株式会社、道路管理者、公園管理者 2. 都市利便施設の一体的な整備又は管理が必要と認められる区域(都市利便増進協定を想定している区域) 制度別詳細4-1の図に示す範囲 3. 協定の内容 (1)協定の目的となる都市利便増進施設 ・デジタルサイネージ(広告塔)、シェアサイクルポート(自転車駐車器具)、アーチ添加広告(看板)、 有料駐輪設備(自転車等駐車器具)、パークレット(歩道の拡幅に伴い設置される歩行者等の利便に資する 休憩施設)、パークレット添加広告(看板) (2)費用負担 ・栄ミナミまちづくり株式会社の費用負担により整備(一部名古屋市) (3)都市利便増進施設の整備・管理の方法 ・設置施設の巡回、点検及び周辺の清掃、美化活動、異常報告の実施 ・放置自転車の整理、マナー向上に関する啓発活動の実施 ・路上違法看板の掲出抑制に関する啓発活動の実施 ・良好な景観形成に寄与する広告物の自主審査
2	●シェアサイクルポート(自転車駐車器具)の管理運営	R7~R11 栄ミナミまちづくり株式会社 (都市再生推進法人)	
3	●アーチ添加広告(看板)の管理運営	R7~R11 栄ミナミまちづくり株式会社 (都市再生推進法人)	
4	●有料駐輪設備(自転車等駐車器具)の管理運営	R7~R11 栄ミナミまちづくり株式会社 (都市再生推進法人)	
5	●パークレット(歩道の拡幅に伴い設置される歩行者等の利便に資する休憩施設)の管理運営	R7~R11 栄ミナミまちづくり株式会社 (都市再生推進法人)	
6	●パークレット添加広告(看板)の管理運営	R7~R11 栄ミナミまちづくり株式会社 (都市再生推進法人)	
7	●木質化ベンチ(都市の木質化プロジェクトの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設)の管理運営	R7~R11 錦二丁目エリアマネジメント株式会社 (都市再生推進法人)	1. 協定締結者 錦二丁目エリアマネジメント株式会社、道路管理者 2. 都市利便施設の一体的な整備又は管理が必要と認められる区域(都市利便増進協定を想定している区域) 制度別詳細4-1の図に示す範囲 3. 協定の内容 (1)協定の目的となる都市利便増進施設 ・木質化ベンチ(都市の木質化プロジェクトの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設)、 グリーンインフラ(SDGs まちづくりの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設)及び隣接する 歩道上植栽、シェアサイクルポート(自転車駐車器具) (2)費用負担 ・錦二丁目エリアマネジメント株式会社の費用負担により整備 (3)都市利便増進施設の整備・管理の方法 ・設置施設の巡回、点検及び周辺の清掃、美化活動、異常報告の実施 ・放置自転車のマナー向上に関する啓発活動の実施
8	●グリーンインフラ(SDGsまちづくりの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設)及び隣接する歩道上植栽の管理運営	R7~R11 錦二丁目エリアマネジメント株式会社 (都市再生推進法人)	
9	●シェアサイクルポート(自転車駐車器具)の管理運営	R7~R11 錦二丁目エリアマネジメント株式会社 (都市再生推進法人)	

制度別詳細4-1(都市利便増進協定に関する事項)

事業番号 1~6

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ



制度別詳細4-2(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項 事業番号 1,2,4

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

デジタルサイネージ事業

■主なねらい

- ①栄ミナミ地区全体の集客力に基づく広告商材としての価値を活用し、屋外広告塔としてのデジタルサイネージを設置し、清掃活動等のまちづくりの原資として収益の確保を図る。
- ②栄ミナミ地区の地域情報、名古屋市の行政情報等を来街者に伝えるための情報発信端末として活用する。
- ③デザイン性に優れ、まちのデザインに準拠した美観に配慮したデジタルサイネージ機器及び、掲出される屋外広告により、まちの賑わいづくりの一助として活用する。

■デジタルサイネージ概要

- ・ 2画面1組でのモニター
(右面) 地域情報及び地図を掲出
(左面) 広告商品として販売
- ・ 広告商品は、動画及び音声による15秒間1コマとして販売
(15秒×10～15企業分を1ロール)
- ・ 左面では行政広告(市、警察等)の掲出も実施
- ・ 右面の地域情報は、地域イベント、周辺飲食店(栄ミナミ地域会員)等とともに、公共施設情報も掲出



■屋外広告の自主審査制度

- ・ デジタルサイネージの広告商品は、公共性の高い場所での掲出であり、かつまちのデザインへの配慮を図るため、地域で学識者を含む自主審査組織を設置し、自主審査による事業展開を実施
- ・ 自主審査により、週単位、月単位での広告展開を可能とし、広告商品としての販売力を高める取組にも効果を期待する。



シェアサイクル事業(でらチャリ)

■主なねらい

- ①栄ミナミ地区内の回遊性を高めるとともに、将来的には大須、名古屋城等での同一システムの導入を通じ、広域的な活動の移動手段として活用
- ③デザイン性に優れたシェアサイクルポート及び自転車により、まちの賑わいを演出するとともに、個人所有から共有への転換により放置自転車の削減を図る。

■シェアサイクル「でらチャリ」の概要

- ・ 5か所のポートどこからでも自転車を借り、返却できるシステム
- ・ 交通系ICカード、クレジットカードに対応し、下記料金で利用可
①時間会員 100円/60分
②1日会員 500円/1日



有料路上駐輪場事業

■主なねらい

- ①店舗前等の利便性が高い場所で、有料駐輪場事業を展開し、まちづくり原資の確保につなげる。
- ②都心部に相応しい駐輪環境をつくり、今後の栄ナミの駐輪対策を住民、来街者等に理解を促す
- ③デザイン性に優れた駐輪器具と、整然と並ぶ駐により、歩行者の快適性、安全性を確保する。

■有料駐輪場事業の概要

- ・ 交通系ICカード、現金での支払い可能な精算機
電磁ロック式駐輪ラックで駐輪を管理
- ・ 下記料金で利用可能
①自転車 1回24時間100円
②原付 1回24時間200円
※ともに駐輪後最初の1時間無料



制度別詳細4-2(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項 事業番号 3

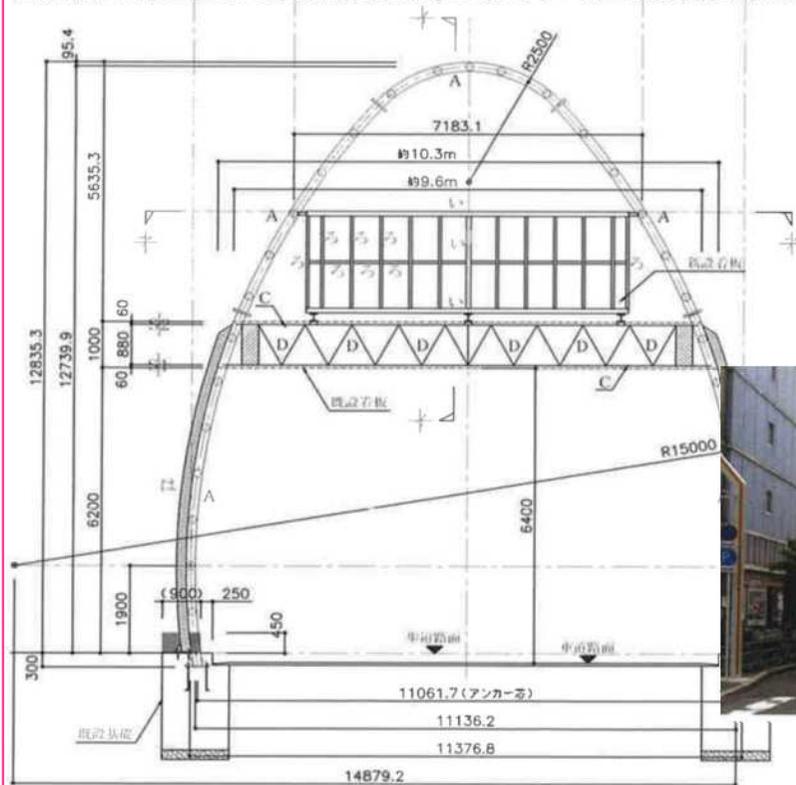
制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

アーチ添加広告(看板)

■主なねらい

道路空間を活用し、賑わいのある景観を演出するとともにまちづくりへの再投資を図る収益を確保する。



X-A 面構造一般図 1:100

制度別詳細4-2(都市利便増進協定に関する事項)

事業番号 5,6

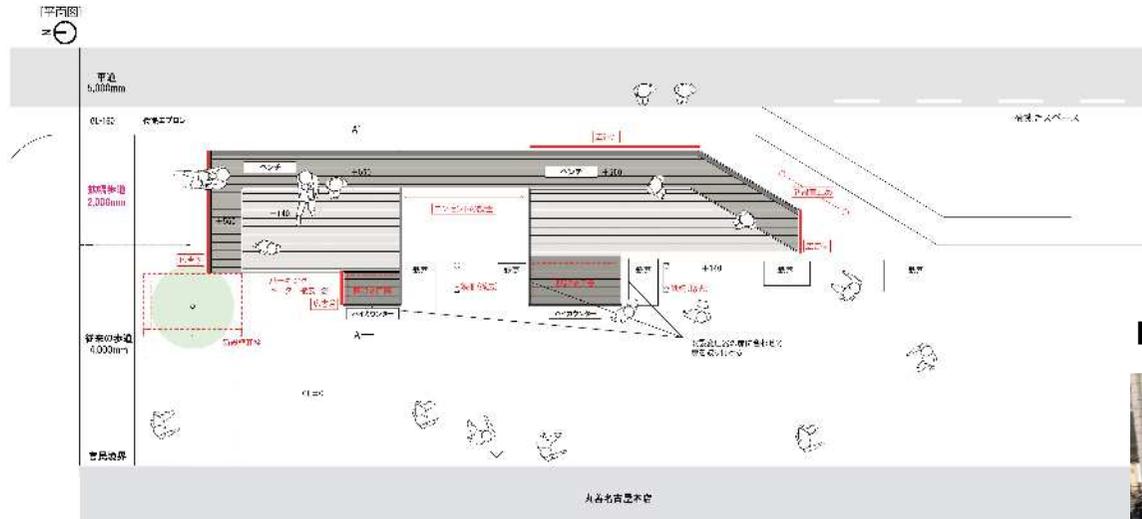
制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

パークレット(歩道の拡幅に伴い設置される歩行者等の利便に資する休憩施設)及びパークレット添加広告(看板)

■主なねらい

歩行者空間を活用し、良好な景観・演出効果による賑わいのある道路空間の形成を図るとともに、まちづくりへの再投資を図る収益を確保する。



■設置状況(R4.1撮影)



市道呉服町通に設置するパークレットについては、官民連携の取組として、下記のとおりとする。

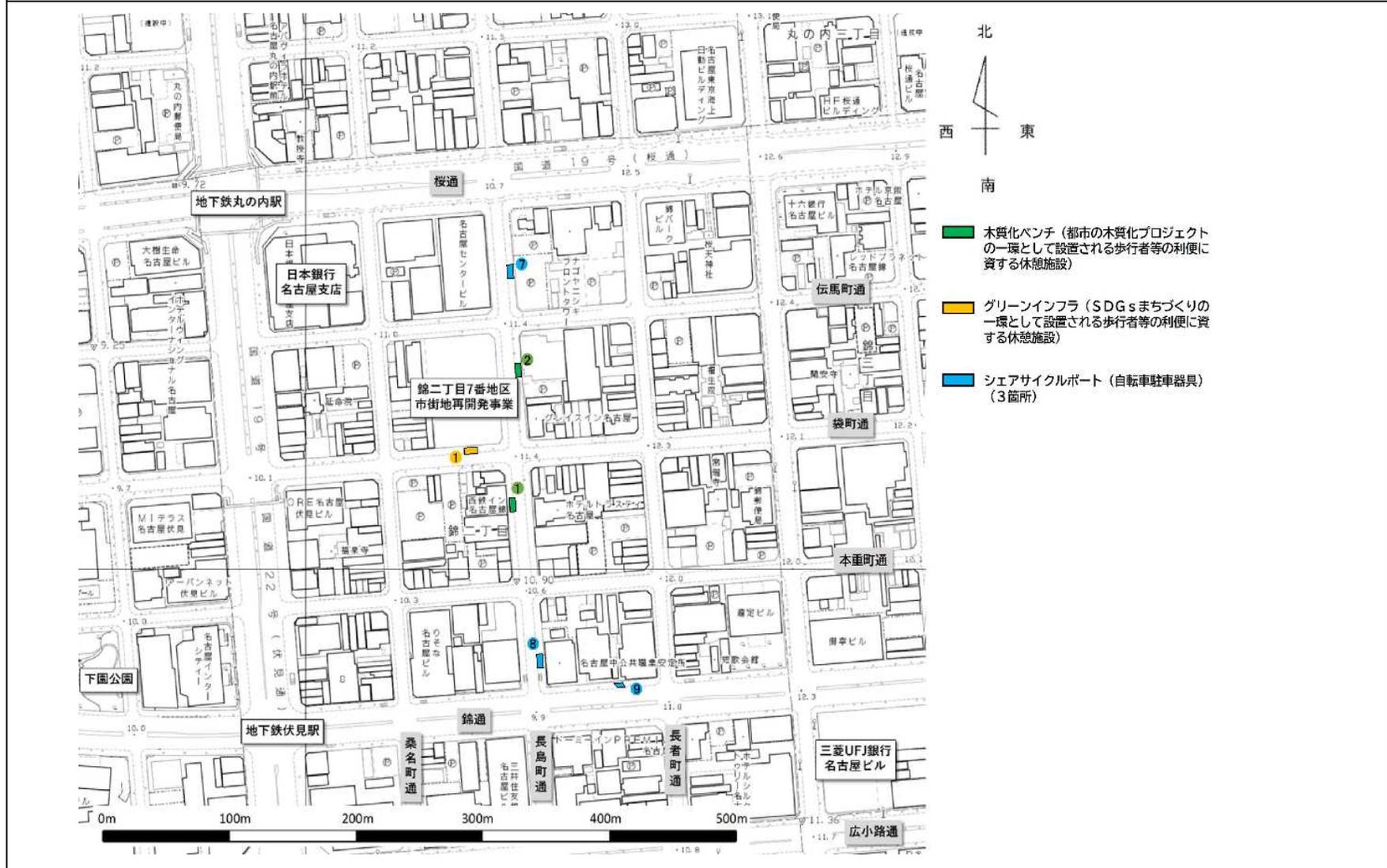
※パークレットの整備については、栄ミナミまちづくり株式会社が実施

※パークレットに活用する大津通の石ベンチの移設については、名古屋市が実施

制度別詳細4-1(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項
 事業番号 7.8.9

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ



制度別詳細4-2(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項 事業番号 7

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

木質化ベンチ(都市の木質化プロジェクトの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設)

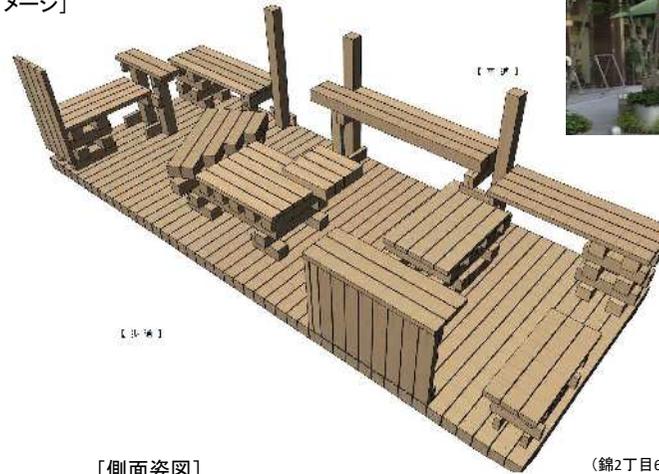
■主なねらい

歩行者空間を活用し、賑わいのある道路空間の形成を図る。



現地写真(錦2丁目10番11号地先)

[完成イメージ]

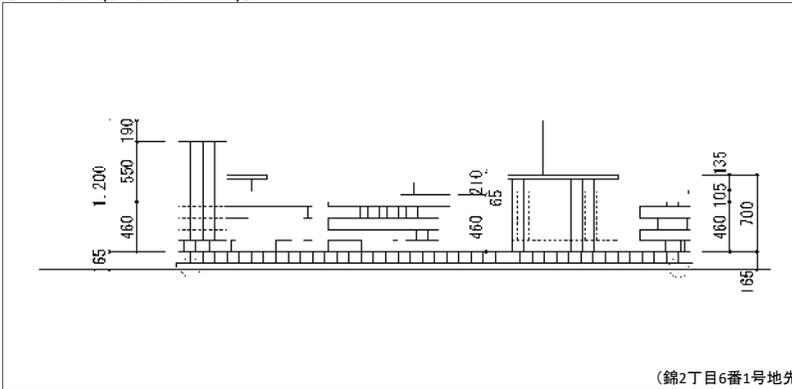


【完成】

(類似ベンチ事例:錦2丁目2(名古屋センタービル内))

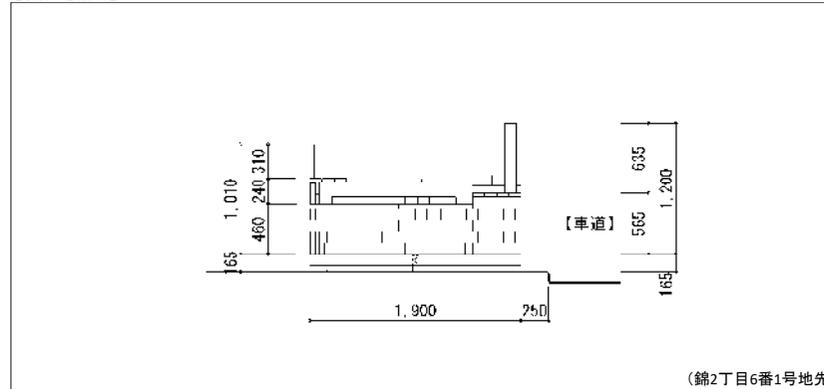


[正面姿図(歩道側の外観)]



(錦2丁目6番1号地先)

[側面姿図]



(錦2丁目6番1号地先)

制度別詳細4-2(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項

事業番号 8

制度別詳細【都市利便増進協定】

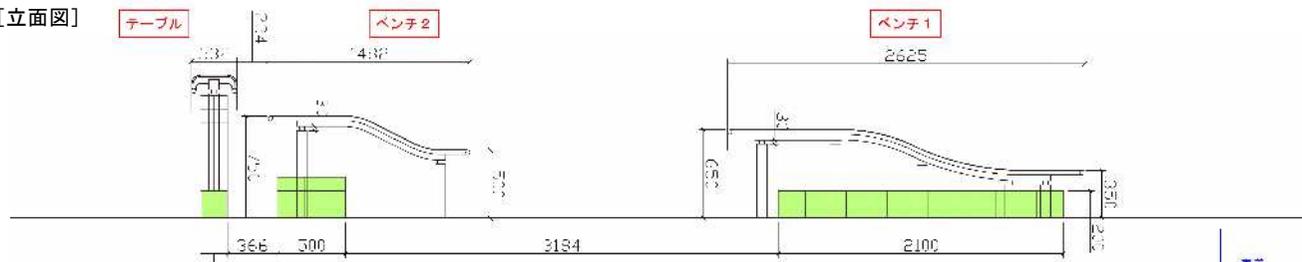
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

グリーンインフラ(SDGsまちづくりの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設)

■主なねらい

歩行者空間を活用し、賑わいのある道路空間の形成を図る。

[立面図]



[平面図]

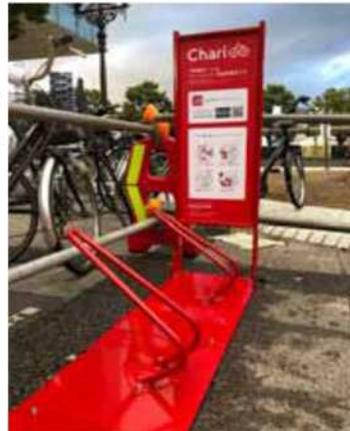
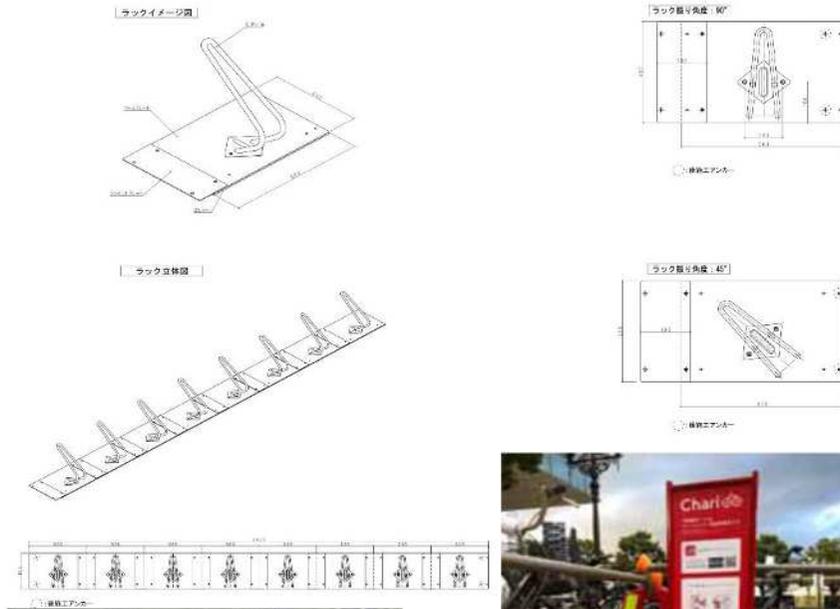


制度別詳細4-2(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項 事業番号 9

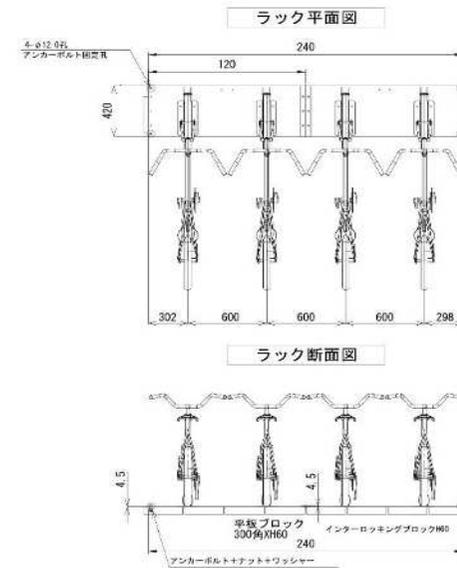
制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

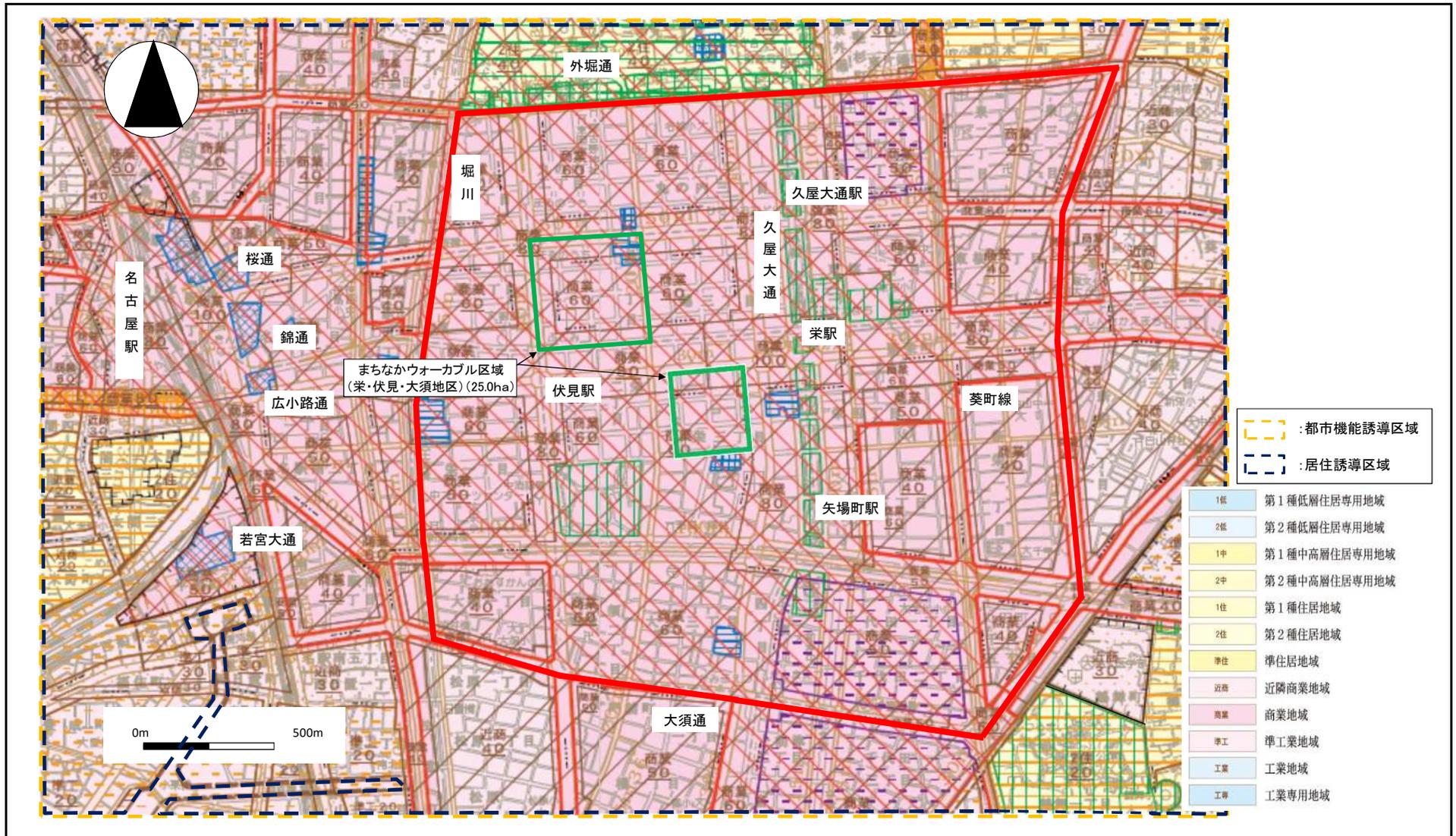
Char i Char i ラック詳細図



カリテコ ラック詳細図



栄・伏見・大須地区(第3期)(愛知県名古屋市)	面積	571(7) ha	区域	名古屋市東区・中区の一部
-------------------------	----	-----------	----	--------------



栄・伏見・大須地区(第3期)(愛知県名古屋市) 整備方針概要図(まちなかウォーカブル推進事業)

目標	大目標:世界に冠たる「NAGOYA」の象徴たる都市空間の形成	代表的な指標	歩行者通行量(休日)	人/12時間	114,942 (令和5年度)	→	120,689 (令和11年度)
	目標:回遊性向上・にぎわい創出の相乗効果による風格と魅力ある都市空間の形成		放置自転車台数	台/年	812 (令和5年度)	→	730 (令和11年度)

